

平成12年8月30日  
長崎県警察本部訓令第18号  
最終改正 令和5年7月7日

## 長崎県警察の広報活動に関する訓令

### (目的)

第1条 この訓令は、長崎県警察（以下「県警察」という。）における広報活動を効果的かつ能率的に推進するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (広報活動の意義)

第2条 この訓令において「広報活動」とは、県民に対し、県警察の活動の実態及び諸施策を正しく知らせるとともに、県民の意向を広く警察運営に反映させ、警察活動に対する県民の理解を深め、積極的な支持と協力を得るための諸活動をいう。

### (職員の心構え)

第3条 警察職員（以下「職員」という。）は、広報活動の重要性を認識するとともに、自らがその推進者であることを自覚し、あらゆる機会を通じて適切な広報活動を推進しなければならない。

### (部長の任務)

第4条 各部の部長は、広報活動を推進するための各種業務（以下「広報業務」という。）を行うに当たっては、部門間での連携を図るとともに、総合的な調整を行うものとする。

### (所属長の任務)

第5条 所属長は、社会情勢及び県民の意向を的確に把握し、常に新しい感覚と知識を持ってそれぞれ次に掲げる広報業務を行うものとする。

#### (1) 警務部広報相談課長（以下「広報相談課長」という。）

ア 広報活動に係る全般的な企画・調査及び研究並びに広報業務の連絡及び調整に関すること。

イ 官公庁、報道機関その他関係機関（以下「官公庁等」という。）に対する広報業務の連絡に関すること。

ウ 県警察として行う広聴会の開催及び世論調査の実施に関すること。

エ 広報活動に係る要望、意見等の受理及び処理に関すること。

オ 警察本部庁舎の見学者の受付及び案内に関すること。

カ 長崎県警察ホームページ及び長崎県警察SNSの企画、運営及び管理に関すること。

キ 広報資料の収集、整備、管理及び活用に関すること。

ク 職員に対する広報業務の指導教養に関すること。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）の命ずる広報業務に関すること。

(2) 警察本部の各所属長（広報相談課長を除く。）

ア 所属における広報方針及び広報活動基本計画の策定及び調整に関すること。

イ 官公庁等に対する広報業務の連絡に関すること。

ウ 広報活動に係る要望、意見等の受理及び処理に関すること。

エ 所属職員に対する広報業務の指導教養に関すること。

(3) 警察署長

ア 広報活動基本計画及び第11条第2項の規定により独自に策定した計画に基づく広報活動の推進に関すること。

イ 広報資料の整備及び活用に関すること。

ウ 官公庁等に対する広報業務の連絡に関すること。

エ 管轄区域内における広聴の企画及び推進に関すること。

オ 広報活動に係る要望、意見等の受理及び処理に関すること。

カ 警察署庁舎の見学者の受付及び案内に関すること。

キ 所属職員に対する広報業務の指導教養に関すること。

(広報担当者)

第6条 広報活動の円滑な推進を図るため、各所属に広報担当者を置く。

2 広報担当者は、警察本部にあつては政策調整官、管理官、次席調査官、次席及び副隊長を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長をもって充てる。

3 広報担当者は、所属長の指揮を受け、その所属における広報業務を行うものとする。

(会議)

第7条 広報相談課長は、広報活動について必要があると認める場合は、広報担当者を招集し、会議を開くことができる。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、広報担当者以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

(広報活動基本計画)

第8条 広報相談課長は、県警察が取り組む毎年の広報活動基本計画を策定するものとする。

2 警察署長は、前項の広報活動基本計画の趣旨を踏まえ、管内の実情に応じた独自の計画を追加して審議し策定することができる。

(広報活動の効果的な推進)

第9条 所属長は、前条に規定する計画に基づき、効果的な広報活動を推進するものとする。

(即応体制の確立)

第10条 本部長及び警察署長は、緊急事案、突発重大事件、事故等（以下「緊急事案等」という。）の発生に際して直ちに対処できるよう、あらかじめ次に掲げる対策を立てておかなければならない。

- (1) 広報班を編制しておくこと。
- (2) 官公庁等との連絡体制を確立しておくこと。
- (3) 広報上必要な資機材を整備しておくこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広報活動上必要と認めること。

(広報班の配置及び派遣)

第11条 警察署長は、広報班による対処が必要と認められる事案等の発生を認知した場合は、同署広報班員を現場に配置し、適切な広報業務を行うとともに、本部長にその旨を報告するものとする。

2 本部長は、前項の規定による報告を受けた場合は、広報相談課長、本部主管課長及び当該緊急事案等が発生した場所を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）とを連携させ、必要があると認めるときは、警察本部の広報班（以下「本部広報班」という。）を現地に派遣するものとする。

3 現地に派遣された本部広報班は、所轄署長の指揮の下に同署の広報班と連携し、広報業務を行うものとする。

(報告)

第12条 所属長は、特に重要と認めた広報活動上の企画又は特殊な事項については、速やかに本部長に報告しなければならない。

(細目的事項の委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成12年長崎県警察本部訓令第18号）

- 1 この訓令は、平成12年9月1日から施行する。
- 2 長崎県警察の広報活動に関する訓令（昭和53年長崎県警察本部訓令第12号）は廃止する。

附 則（平成13年長崎県警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成21年長崎県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年長崎県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成27年12月21日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第8号）

この訓令は、令和2年3月16日から施行する。

附 則（令和5年長崎県警察本部訓令第21号）

この訓令は、令和5年7月14日から施行する。